健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

関東ＩＴソフトウェア健康保険組合（以下「組合」という。）と株式会社○○○○○○○○○○○○（以下「事業所」という。）は、組合が実施する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導並びに健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業と事業所が実施する労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に、以下のとおり覚書を取り交わすこととする。

１．目的

被保険者の中長期的な生活習慣病の予防又は重症化の予防のため、組合と事業所の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

２．共同推進

１の目的を達成するため組合及び事業所は、共同で実施する次に掲げる事項について、別紙「コラボヘルス推進のお知らせ」（以下「別紙資料」という。）のとおり各々の事業を推進する。

（１）特定保健指導対象者情報の共有による事後指導

（２）生活習慣病重症化予防事業対象者情報の共有による保健指導及び医療機関への受診勧奨

３．留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー及び受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む。）に限定し、組合及び事業所は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の関連法令の規定に基づき十分に注意を払うとともに、別紙資料を利用し被保険者への周知を徹底する。なお、共同して利用するデータの項目、提供方法、提供時期その他本覚書に定めのない事項については、双方協議のうえ別途定めるものとする。

４．費用負担

組合及び事業所は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

５．その他

組合及び事業所は、本覚書を証とするため、２部作成し双方記名捺印のうえ各々１部を所持する。本覚書は令和　 年　 月 　日より有効とする。組合及び事業所は、相手当事者に1カ月前に書面で通知をすることで、本覚書を解約することができる。

令和　 年　 月 　日

関東ＩＴソフトウェア健康保険組合　　　　　 　○○○○○○○○○○株式会社

常務理事　近 藤 紀 一　㊞　　　　　 　　代表取締役　○ ○ ○ ○　㊞